

介護保険負担限度額認定のご案内

2026.9

介護保険施設を利用する場合の居住費（滞在費）と食費は、原則自己負担となります。ただし、次の低所得の要件を満たす方は、これらの費用を軽減することができます。

対象となるサービス

- ・介護保険施設（地域密着型を含む特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護医療院）への入所
 - ・ショートステイ（介護予防含む短期入所生活介護・短期入所療養介護）の利用
- ※有料老人ホーム、グループホーム及びデイサービス等は対象外です。

認定要件

負担段階	所得要件		預貯金額等（夫婦の場合）※3
第1段階	生活保護受給者		預貯金等の要件なし
	世帯全員が市民税非課税※1	老齢福祉年金受給者	1,000万円以下 (2,000万円以下)
第2段階	世帯全員が市民税非課税※1	〈年金収入+その他の合計所得金額〉(※2)が82.65万円以下の人	650万円以下 (1,650万円以下)
第3段階①		〈年金収入+その他の合計所得金額〉(※2)が82.65万円超 120万円以下の人	550万円以下 (1,550万円以下)
第3段階②		〈年金収入+その他の合計所得金額〉(※2)が120万円超の人	500万円以下 (1,500万円以下)

※1 別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市民税非課税である必要があります。

※2 申請年度の前年（1月1日から12月31日まで）の収入等で判定します。非課税年金も含まれます。

※3 65歳未満の2号被保険者の資産の状況は単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下

利用者負担段階と負担限度額

※令和8年8月1日以降

利用者 負担段階	負担限度額（日額）				
	部屋代		食費		
			施設 サービス	短期入所 サービス	
第 1 段階	多床室	0 円	300 円	300 円	
	従来型個室	(特養等)			380 円
		(老健・医療院等)			550 円
	ユニット型個室的多床室				550 円
	ユニット型個室				880 円
第 2 段階	多床室	430 円	390 円	600 円	
	従来型個室	(特養等)			480 円
		(老健・医療院等)			550 円
	ユニット型個室的多床室				550 円
	ユニット型個室				880 円
第 3 段階①	多床室	430 円	680 円	1,030 円	
	従来型個室	(特養等)			880 円
		(老健・医療院等)			1,370 円
	ユニット型個室的多床室				1,370 円
	ユニット型個室				1,370 円
第 3 段階②	多床室	(特養等)	1,420 円	1,360 円	
		(老健・医療院) 室料を徴収する場合			530 円
		(老健・医療院等) 室料を徴収しない場合			430 円
	従来型個室	(特養等)			980 円
		(老健・医療院等)			1,470 円
	ユニット型個室的多床室				1,470 円
	ユニット型個室				1,470 円

提出書類

- 1 申請書
- 2 同意書・預貯金額内訳書
- 3 預貯金額等がわかるものの写し（通帳のコピー等）※生活保護受給者は添付不要
対象となる資産については、下記「対象となる資産の例」と次頁をご確認ください。
配偶者がいる場合は、配偶者分も提出してください。
- 4 その他…成年後見人等による申請の場合は、登記事項証明書のコピーを添付してください。

※申請書類は、川崎市ホームページ及び各区役所高齢・障害課窓口で配布しています。（P4参照）

※ご本人が高齢その他の理由により記入できない場合は、ご本人の同意のもと、ご家族や介護事業所職員等による代筆が可能です。委任状等は不要です。

対象となる資産の例

資産項目	提出物
預貯金（普通・定期・積立）	通帳の写し（口座番号等が分かるページ、申請日時点の最終残高を含む2か月程度の取引履歴がわかるページ、定期預金（残高 0 でも必要）のページ）※紛失時は残高証明書等でも可
有価証券（株式・国債地方債など）	有価証券を管理する証券会社や銀行の口座残高の写し
投資信託	購入先の銀行等の口座残高の写し
タンス預金（現金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	負債額のわかる書類。※預貯金額等から差し引くことができます

※窓口で申請する場合は、通帳の原本もお持ちください。

※インターネットバンキングやネット銀行の場合は該当するウェブサイトの写しでも可能

※生命保険、自動車、不動産、貴金属（時価評価額の把握が困難なもの）は資産の対象外

預貯金通帳のコピーについて

- ・ 本人及び配偶者（別世帯含む）がお持ちの通帳の写しをご提出ください。
- ・ 複数の口座をお持ちの場合は、残高の多少に関わらず、全ての通帳の写しが必要です。
- ・ 必要なページは次のとおりです。コピーを取る前には必ず記帳してください。
- ・ なお、通帳の写しはA4サイズ of 用紙にコピーしてご提出ください。
- ・ 申請日前 2 か月以内に通帳の繰越しを行った場合は、繰越し前の通帳の写しも提出してください。

（１）金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号が分かるページ（表紙をめくったページ）

※ゆうちょ銀行の場合は記号・番号が記載されているページ

総合口座

おなまえ
カワサキ イチロウ

店番号	111	普通預金口座	1234567
		定期預金口座	1234560

〇〇銀行
〇〇支店

（２）普通預金のページ

- ・ 申請日時点の最終残高を含む2か月程度の明細が分かるページが必要です。
- ・ 年金振込口座は、直近の年金振り込みが確認できるページが必要です。
- ・ 取引がないことにより、最新の日付が申請日より1か月以上前の場合は、余白に「以後、取引なし」と記入してください。

※総合口座など、定期預金等がある通帳の場合は（３）も必要です。

普通預金

年 月 日	お預かり	お支払	残高
8-6-5	電気	9,000	*1,000,000
8-6-15	150,000	年金	*1,150,000
8-6-20	30,000	振込	*1,180,000
8-6-25	通帳	50,000	*1,130,000

（３）定期預金等のページ

- ・ 総合口座など、定期預金等がある通帳の場合は、利用がなくても、定期預金欄の最初のページ（白紙の場合を含む）の写しを添付してください。 ページそのものがない場合は、添付不要です。

定期預金

番号	預入日	利率	お預かり金額	満期日
1	19-08-07	0.30%	*1,500,000	29-05-22
2	20-09-08	0.35%	*1,000,000	30-05-22

窓口で申請する場合

受付時間は平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時（午後 1 2 時～午後 1 時は担当者不在の場合があります）

川崎区役所 高齢・障害課	介護給付担当 044 - 201 - 3282	宮前区役所 高齢・障害課	介護給付担当 044 - 856 - 3238
幸区役所 高齢・障害課	介護給付担当 044 - 556 - 6689	多摩区役所 高齢・障害課	介護給付担当 044 - 935 - 3187
中原区役所 高齢・障害課	介護給付担当 044 - 744 - 3136	麻生区役所 高齢・障害課	介護給付担当 044 - 965 - 5146
高津区役所 高齢・障害課	介護給付担当 044 - 861 - 3269		

郵送で申請する場合

川崎区役所 高齢・障害課	〒210-8570 川崎市川崎区東田町 8 番地	宮前区役所 高齢・障害課	〒216-8570 川崎市宮前区宮前平 2-20-5
幸区役所 高齢・障害課	〒212-8570 川崎市幸区戸手本町 1-11-1	多摩区役所 高齢・障害課	〒214-8570 川崎市多摩区登戸 1775-1
中原区役所 高齢・障害課	〒211-8570 川崎市中原区小杉町 3-245	麻生区役所 高齢・障害課	〒215-8570 川崎市麻生区万福寺 1-5-1
高津区役所 高齢・障害課	〒213-8570 川崎市高津区下作延 2-8-1		

よくあるご質問

Q 1 本人が高齢のため、申請書や同意書に記入ができません。家族が記入しても大丈夫ですか？

A 1 ご本人の同意が得られていれば、ご家族や介護事業所職員が記入しても構いません。委任状等は不要です。

Q 2 申請してから、どのくらいで結果通知が届きますか？

A 2 通常は、各区役所に申請書類が到着してから約 2 週間で普通郵便にて発送しています。他市から転入された場合や、要介護認定の新規申請中の場合は認定までに時間がかかることがあります。

Q 3 区間転居した場合は申請が必要ですか？

A 3 あらためての申請は必要ありません。被保険者証及び負担割合証と同様、転居後の区から自動で介護保険負担限度額認定証が送付されます。

Q 4 成年後見人等が申請する場合は何が必要ですか？

A 4 申請時点における資格及び権限を確認するため、登記事項証明書の写しを添付してください。また、金融機関照会に関する同意書の記入方法については、記入例をご確認ください。

Q 5 残高が少ない口座や使用していない口座の通帳も必要ですか？

A 5 必要です。本人及び配偶者（別世帯を含む）が保有している口座については、残高の多少にかかわらず提出してください。